

# 都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(概要)

[ 勧告日:令和3年3月16日 勧告先:文部科学省(文化庁) ]

## 調査の背景

- ◇ 地域の文化財の管理を担ってきた社寺や個人に後継者の不在 ➤ 地域の文化財の滅失や散逸等の防止措置の緊急性が高まっている。
- ◇ 都道府県は、条例に基づき、その区域内に存する文化財のうち重要なものを指定し、保存・活用に必要な措置を講ずることができる(文化財保護法第182条第2項)。
- ◇ 所有者は、条例に基づき、都道府県指定文化財の所在地又は所有者を変更する際には都道府県に届け出ることが必要(所在地の変更は事前、所有者の変更は事後の届出)
- ◇ 文化庁は自らが指定事務を行わない都道府県指定の文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき、主体的に判断すべき事柄であるとし、所在不明となったものや都道府県の区域外に移動して指定が解除されたものの取扱いの実態について把握していない。

(※)本調査では、文化財保護法第2条第1項第1号に列举された有形文化財から建造物を除いた美術工芸品(絵画、彫刻、工芸品など)を対象とした。

【調査対象機関等】文部科学省(文化庁)、都道府県(27)、左記都道府県下の市区町村(29) 【実施時期】令和2年6月～3年3月



## 調査結果のポイント

### I 所在不明文化財

- 所在不明とされた文化財の多くが個人所有:114件中86件
- 所有者(個人)は、売却等の際に、都道府県に対して、文化財保護条例に基づいた所在地・所有者の変更の届出をせず(いずれも都道府県は所在不明となったことを事後に把握)
- 届出の励行を推進する事例や関係機関との連携により搜索等を行い再発見した事例あり

### II 文化財の区域外移動

- 区域外移動した文化財の多くが個人所有:93件中76件  
➤ 都道府県では76件のうち66件を指定解除
- 所有者(個人)は、売却等の際に、都道府県に対して、文化財保護条例に基づいた所在地・所有者の変更の届出をせず(66件中60件)(いずれも都道府県は区域外に移動したことを事後に把握)
- 所有者に美術館等への寄託を勧める事例や届出の励行を推進する事例あり

## 勧告のポイント

- 所有者からの届出の励行が文化財の散逸の防止に有効であることを示すこと。
- 再発見した事例を把握し、当該事例における搜索の方法や再発防止策などを示すこと。

(文部科学省(文化庁))

# 都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(概要)

## 制度の概要

- ◇ 都道府県は、その定める条例に基づき、その区域内に存する文化財のうち重要なものを指定し、保存・活用に必要な措置を講ずることができる(文化財保護法第182条第2項)。
- ◇ 所有者は条例に基づき所在地又は所有者を変更する際には都道府県に届け出ることが必要(文化庁は条例参考案を都道府県に提示し、所有者が文化財の所在地を変更する場合には事前に、所有者を変更する場合には事後に届出が必要としている。調査対象都道府県の条例も条例参考案と同様の規定)

## 主な調査結果

### I 所在不明文化財

【結果報告書 P10~22、31~33】

- 調査対象27都道府県において所在不明とされた文化財:114件  
(都道府県は所在不明文化財を引き続き搜索)
- 上記所在不明文化財の多くが個人所有(86件) (表1参照)
- **指定件数(個人所有)のうち10.6%が所在不明**

【結果報告書 P13 (表2-(2)-③)】

【結果報告書 P5 (表1-②) 及びP11 (表2-(2)-②)】

表1 調査対象27都道府県における都道府県指定文化財(美術工芸品)の指定件数(所有者別)及び所有者別所在不明文化財件数

区分	個人	社寺	都道府県	市区町村	財団等	その他	合計
指定件数	815	3,976	431	609	142	339	6,312
所在不明件数	86	21	2	1	0	4	114

- **所有者(個人)は、売却等の際に、都道府県に対して、文化財保護条例に基づいた所在地・所有者の変更の届出をせず** (表2参照)

表2 調査対象27都道府県における所有者別・所在不明となっていることを把握したきっかけ別件数

区分	所在地及び所有者の変更の届出	警察からの連絡等	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	合計
個人	0	2	75	6	3	86
社寺	0	17	1	2	1	21
自治会等	0	3	0	0	1	4
都道府県	0	0	2	0	0	2
市区町村	0	1	0	0	0	1
合計	0	23	78	8	5	114

- **上記86件いずれも都道府県は所在不明となったことを事後の調査や連絡等により把握**



- 調査対象都道府県の中には、**所有者を会員とした協議会を開催し、警察等の関係行政機関の協力を得て届出の励行を推進する事例**【結果報告書 P14~15 (表2-(2)-⑥)】や**県内博物館・美術館等、刀剣類登録の担当部局との連携により再発見した事例**【結果報告書 P18~20 (表2-(2)-⑩)】あり

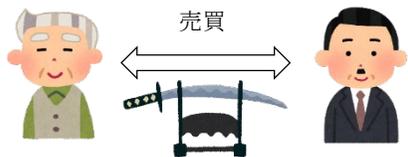
# 都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

## 主な調査結果

## II 文化財の区域外移動

【結果報告書 P22～33】

- 調査対象15都道府県において区域外移動した文化財：93件
- 上記区域外に移動した文化財の多くが個人所有（76件）で、76件のうち66件は指定解除（表3参照）



【結果報告書 P26（表2-(3)-(5)】

表3 調査対象15都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・区域外移動把握後の対応状況別件数

区分	指定維持	指定解除	その他	合計
個人	8	66	2	76
社寺	7	1	0	8
都道府県	0	0	0	0
市区町村	1	0	0	1
所有者不明	0	8	0	8
合計	16	75	2	93

- 左記66件のうち60件について、所有者（個人）は、売却等の際に、都道府県に対して、文化財保護条例に基づいた所在地・所有者の変更の届出をせず
- 60件いずれも都道府県は文化財が区域外に移動したことを事後の調査や連絡等により把握（表4参照）
- このような場合、都道府県は当該文化財が区域内に存しないことから、原則として指定を解除

【結果報告書 P28（表2-(3)-(8)】

表4 調査対象15都道府県における個人所有で指定解除された都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、区域外移動の理由別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

区分	所在地変更の届出	所有者変更の届出	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他	合計
売却	0	3	10	8	4	2	27
譲渡	0	0	8	1	5	0	14
相続	0	0	0	0	0	0	0
所有者の転居	0	0	13	0	3	0	16
寄託	0	0	0	0	0	0	0
詳細不明	0	0	0	0	8	1	9
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	31	9	20	3	66

- 調査対象都道府県の中には、所有者に美術館等への寄託を勧める事例【結果報告書 P28～29（表2-(3)-(9)】や所有者に対し各種手続を整理した資料を提供するなどにより届出の励行を推進する事例【結果報告書 P30～31（表2-(3)-(11)】あり

# 都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(概要)

## 勧告要旨

【結果報告書 P31～33】

文部科学省(文化庁)は、都道府県指定文化財(美術工芸品)の散逸を防止し、各都道府県における更なる適切な管理を推進するため、都道府県に対し、以下の措置を講ずることが必要

- ・所有者からの届出の励行が文化財の散逸の防止に有効であることを示すこと。
- ・再発見した事例を把握し、当該事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策を示すこと。